



ご存知ですか? 病気やケガで入院した人の **約4人に1人**が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。
「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が 病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

- 特長 1** 病気・ケガで働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを原因とする場合を除きます
- 特長 2** 入院中だけでなく 所定の在宅療養で働けない場合も保障
- 特長 3** 働けない状態が 続く限り、60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。
 ※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1 全額損金 保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。

Point 2 従業員の福利厚生 従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
 ●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。

さらに 休業保障 経営者様が働けなくなった場合、給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集团取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)



アフラック函館支社 〒040-0011 北海道函館市本町6-12 テーオービル7F
 電話:0138-51-3451

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2016-0043 7月29日



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索